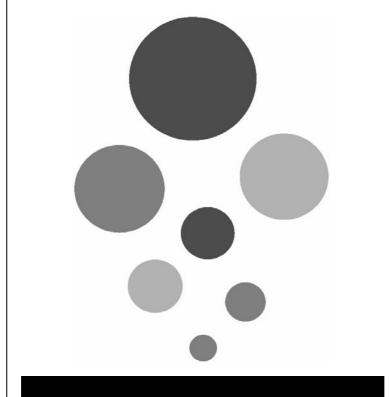
地域との協働指針

~ みんなでつくる快適で活力に満ちた都心型協働社会 ~



平成 18 (2006) 年 3 月

中 央 区



地域との協働指針

みんなでつくる

快適で活力に満ちた都心型協働社会

「地域との協働指針」の策定にあたって

中央区は、江戸以来 400 年余の歴史の中で育んできた下町特有の人情と連携による コミュニティとともに、高度な業務商業地に集積する昼間区民や新たな転入世帯などさ まざまな特性を持っています。

また、社会経済の変化に加えて近年の急激な人口増加は、区民一人ひとりの多様なニーズや価値観の広がりを加速させると同時に、住民同士の連帯感の希薄化などの問題も もたらしています。

このように社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、いきいきとした誰もが暮らし やすいまちをつくるためには、子育てや介護、環境保全、安全・安心など多くの課題に 対し、町会・自治会をはじめNPO法人、ボランティア団体、企業などと区が力を合わ せて取り組んでいく「協働」を一層推進させていくことが求められています。

このため、その基本的な考え方や進め方などを明らかにするとともに、区と地域団体が共通の認識を持って快適都心を実現していくための「地域との協働指針」を策定いたしました。

区民の皆さんをはじめ、在学・在勤者など本区にかかわりのある多くの人々と区がともに手を携えながら、「100万都市中央区」にふさわしい、より良い地域社会に発展させていく所存です。

おわりに、指針の策定にあたり、お力添えをいただきました策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケートやヒアリング調査に快くご協力いただきました多くの皆さまに厚く御礼申し上げますとともに、区民皆さまの区政に対する一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成18(2006)年3月

中央区長 矢 田 美 英

協働を推進するためのメッセージ

首都東京の中心に位置する「中央区」では、区民や在勤者をはじめ、町会・自治会、 青少年団体、商店会、企業などによる地域活動があり、さまざまな形で地域社会を支え ています。また近年、本区では、文化・商業・情報などが集積する都心としての特性を 生かして、NPO法人やボランティア団体による社会貢献活動も活発化してきており、 今後、地域社会の中でより一層の活躍が期待されています。

さまざまな活動団体が躍動するまち、中央区。地域を支える多くの人々の活力が、中 央区にはたくさんあります。それらの人々が手を携えて、地域に根ざし、かつ世界に目 を向けて活動する都心型協働社会の芽が確実に育っています。

例えば「こども 110 番」では、PTAの活動を中心に、まちの人、お店、企業が協力して、子どもたちの安全をまちぐるみで見守っています。

ある企業では「会社の前の樹木や植栽を自分たちできれいにしたい」という声があがってきています。

ボランティア活動をする人達も、もっといろいろな活動がしたい、活動範囲を広げたい!と意欲満々です。

このように、いま中央区のいたるところで「このまちを自分たちの手で良くしていきたい!」という意欲に満ちた人達がそれぞれの活動をしています。行政にすべてを任せるのではなく、一人ひとりが力を出し合い、地域の課題は自分たちで解決する、そんな時代へと変わりつつあるのです。

個々の活動は小さくても、専門的な知識やノウハウを持つNPO法人や、さまざまな 資源を持つ商店会や企業などが行政と力を合わせることで、快適で魅力ある都心居住が 創造されるものと考えています。

この「地域との協働指針」は、そうしたまちを実現するために、町会・自治会、NP O法人、ボランティア団体、商店会、企業などが、行政とともに対等な立場で協力的かつ創造的に事業を進めていくための基本的な考え方や取組などを示しています。

さあ、子どもから高齢者まで、住んでいる人も働いている人も学んでいる人も、みんなで一緒に考え、行動し、「快適で活力に満ちた都心型協働社会」をともにつくっていきましょう。

平成18(2006)年3月

地域との協働指針策定委員会委員長 瀧 澤 利 行

目 次

第	1章	☆ なぜ今「協働」なのか・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	1	策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	2	協働の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3	本指針のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	2章	i 協働を進める上での基本的な考え方・・・・・・・・・ 7
	1	「協働」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	協働の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3	協働によって期待される効果・・・・・・・11
		(1) 区民にとっての効果 ·····11 (2) 社会貢献活動団体にとっての効果 ·····11
		(3)区にとっての効果 ・・・・・・・・・・・11
	4	協働の形態・・・・・・・・・・・12
		(1)区が実施団体の一員となる主な形態 ······12 (2)区が実施団体にならない主な形態 ·····12
		(3) その他の形態
	5	協働にふさわしい事業のあり方・・・・・・・・・・14
第	3章	□ 協働を進める上での課題と展望・・・・・・・・・・・ 15
	1	アンケートおよびヒアリング結果から見た主な現状と課題・・・・・・16
		(1)調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
		(2)団体別の主な現状と課題 · · · · · · · · · · · · · · 17 (3)区の主な現状と課題 · · · · · · · · · · · · 18
	2	団体別アンケートの概要・・・・・・・・・・・・・・・19
		(1) 町会・自治会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
		(2) NPO法人・ボランティア団体・・・・・・・・・・・24(3) 商店会・工業会・・・・・・・・・・・・・・・・28
		(4)企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第4章	t 協働の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・ 33
1	協働を推進する上での役割・・・・・・・・・・・34
2	協働の原則(協働推進の共通ルール)・・・・・・・・・・・・・35
3	協働のプロセスの確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
4	協働を推進するための具体的な取組38
	(1) 社会貢献活動についての理解とネットワークの拡大・・・・・38(2) 協働を推進するための環境づくり・・・・・・39(3) 活発な社会貢献活動を支援するための拠点づくり・・・・・・41(4) 協働を全庁的に推進していくための体制整備・・・・・・・42
参考資	料45
	・地域との協働指針策定委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・ 46
	・地域との協働指針策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・48
	・地域との協働指針策定委員会開催の経過・・・・・・・・・・・49
	・地域との協働指針庁内検討会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・ 50
	・地域との協働指針庁内検討会開催の経過 ・・・・・・・・・・ 51
	中央区における協働事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・ 52
	・パブリックコメントに対する意見募集結果の概要 ・・・・・・・ 56

第1章 なぜ今「協働」なのか

- 1 策定の背景
- 2 協働の意義
- 3 本指針のねらい

第1章 なぜ今「協働」なのか

1 策定の背景

(1) 地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています

現在、中央区では積極的に取り組んできた人口回復施策と都心回帰の動きが相まって、共働き世帯を中心に定住人口が急増しており、子育て支援の充実や安全・安心なまちづくりなど、快適な都心居住を推進する上での新たな課題が顕在化しています。また、この急激な人口増加やライフスタイルの変化などは、多様なニーズや価値観の広がりを加速させるとともに、地域におけるコミュニティ意識や連帯感の希薄化が進むなど、地域の課題をより一層複雑で多様なものにしています。

こうした地域の課題がますます多様化する状況の中では、区民生活のニーズに公平で均一的なサービスを提供してきた行政のみが応えていくことには限界があります。これからは、在住・在勤者をはじめ、本区にかかわりのある人々がそれぞれの経験や能力を生かし、個人では解決できない地域の課題に主体的に取り組む団体と協働しながら、多様なニーズにきめ細かく対応するとともに、中央区をより良い地域社会として将来にわたって発展させていくことが必要な時代になってきています。

(2) 社会貢献活動の輪が広がりつつあります

長年にわたり区との密接な連携により、地域の人々がともに助け合う活動を通して、地域の課題解決を実践している代表的な組織として、町会・自治会があります。

また、都内第1位の事業所数を抱える本区では、地域の中で社会貢献活動に取り組 む企業や在勤者も多く、福祉や清掃活動など多面的な活動を展開しています。

さらに、平成7(1995)年の阪神大震災を契機に、NPO・ボランティア活動が社会 ※1 的に広く認知され、平成10(1998)年の「特定非営利活動促進法(NPO法)」の施行により、その活動の場も急速に拡大し、新たな公共サービスの担い手として期待が高まっています。

今後は、子育てや介護、教育など幅広い分野において、区民、NPO法人、企業など多様な団体と区がそれぞれの責任範囲を明らかにしつつ、持てる力を出し合いともに考え行動しながら共通する課題の解決に努めていく協働を一層発展させていくことが求められています。

(3) 地域の活動に参加しやすい環境づくりが求められています

地域の活動は、担い手にとって家庭や職場以外に自分の能力を生かす「生きがい」や 「自己実現」の場になっています。

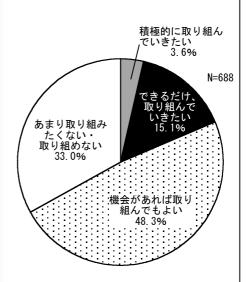
本区の世論調査(平成 17(2005)年 6 月)では、7割近くの区民が「地域活動・ボランティア活動への参加意向」を示すなど、区民の社会貢献活動への参加意欲も高まっています。また、近い将来に定年退職を迎える、いわゆる団塊の世代が自らの経験を生かす場として地域活動に目を向けつつあると言われています。

区と地域で活動する団体がさまざまな形の協働事業を推進していくことで、団体の活動が活発になり、区民の生きがいの場や社会参加の受け皿が拡大していきます。このように協働は、地域の活動に参加しやすくなる環境づくりを進めていく上での有効な手法の一つになります。

NPO法人と公益法人数の推移 (法人数) 30,000 26.380 26.354 26, 264 26, 183 26, 043 25, 825 25, 541 25,000 公益法人(全国) 20,000 19, 963 N P O法人(全国) 15,000 14, 657 10,000 9 329 NPO法人(東京) 6, 204 5, 292 5, 625 5.000 2,650 1, 176 026 351 200 101 * N P O法人(中央区) 平成10 11 15 12 13 16 17 (年) 出典:区資料 公益法人の数値は各年10月1日時点による

NPO 法人の数値は各年 12月 31 日時点による

区民の地域活動・ボランティア活動 への参加意向



出典:中央区政世論調査 (平成17(2005)年6月施行)

2 協働の意義

中央区が、地域で活動しているさまざまな団体と多様で複雑化する地域の課題に対し、持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら共通する課題の解決に努めていくことには、主に次のような意義があると考えます。

(1) 多様で複雑化する区民ニーズに効果的な対応ができるようになります

地域で活動するさまざまな団体が、その特性を生かして公的なサービスの新たな担い手となり、多様で複雑化する区民ニーズや個人では解決できない「公共」の課題に ※2 対し、柔軟できめ細かいサービスを提供することが可能となるなど、新しい形の「公共」の取組が広がっていきます。また、区民自らがサービスの担い手となることによって潜在的なニーズや地域課題が発掘され、必要とされる公共サービスの創出や問題解決に結びつきます。

(2) 地域活動への主体的な区民参画の促進につながります

区民はもとより、在学・在勤者などの昼間区民や中央区にかかわりを持つ多くの人々が、主体的に地域活動に参画できる場が拡大します。区民等がより良い地域づくりを目指して自発的に地域の課題にかかわることで、自治意識が高まるとともに一人ひとりの自己実現の機会が増えていきます。

(3) さまざまな団体が力を出し合う「地域力」が向上します

町会・自治会、NPO法人・ボランティア団体などの市民活動団体や企業などさまざまな団体の社会貢献活動が活発になり、活動を通じた人と人とのつながりが強まるとともに団体同士のネットワークが広がっていきます。こうした動きが地域に根ざしていくことで都心型コミュニティが育まれ、地域全体としての総合力が向上していきます。

※ 「地域との協働」を図に示すと、以下のようなイメージ図になります。

域との協 地 働 みんなでつくる快適で活力に満ちた都心型協働社会 多様で複雑化する区民ニーズへの効果的な対応 地域活動への主体的な区民参画の促進 さまざまな団体が力を出し合う「地域力」の向上 区 民 区民参画 主体的な ス提供 多様な団体との協働 町会·自治会 ボランティア団体 他の市民活動団体 NPO法人 企 業 ハ゜ートナーシッフ゜ 中 区 地域との協働指針 <地域との協働を推進するための羅針盤>

3 本指針のねらい

本指針は、区と公的なサービスを担うさまざまな団体が協働して、公共的な課題解決に取り組むにあたって、協働の基本的な考え方や進め方などを明らかにするとともに、共通の認識を持って都心型協働社会を実現していくための原則を示しています。

また、区が多様な協働を推進していく中で、将来に向けてより広がりのある都心型協働社会を実現していくためには、団体間同士の協働も積極的に展開されていくことが必要であり、その際の手引きとしても活用されることを期待します。

※ 今後「協働」の取組は、多様なあり方に発展していくものと考えられるため、この指針に基づく協働の実践を積み重ね、さまざまな経験の蓄積と検証により、指針の内容を必要に応じて見直していきます。

<用語解説>

X1

NPO法

公益的な活動を行う団体が比較的簡単な手続きで法人格を取得できるように民法 34 条の公益 法人の特別法という位置づけで成立しました。正式名称は「特定非営利活動促進法」。

また、NPO法に基づき設立された法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」といいます。 特定非営利活動とは、利益を構成員に分配することなく、不特定多数の利益の増進に寄与す ることを目的とした活動をいいます。

(NPOとは、Non-Profit Organizationの略称。)

※2 新しい形の「公共」

近年、社会が複雑に変化していく中で、防犯、防災、高齢者福祉、子育て、まちづくりなど 地域の課題が複雑かつ多様化してきています。行政サービスには、公平性と平等性が求めら れることから、区民一人ひとりの多様なニーズや価値観にきめ細かく対応することには限界 が生じる場合があります。

今日、全国各地でこうした課題に対し、行政単独ではなく、住民自らの創意工夫により個人では解決できない「公共」の課題を新しい形で解決する活動が行われています。このような動きは「新しい形の公共」とも呼ばれており、地域の実情を最も理解する中で、地域にとって最も適した課題解決が可能となります。

※3 市民活動団体

営利を目的とせず、自主的に行う不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的として 活動する団体を指します。

ただし、宗教活動・政治活動を目的とするものと公益を害する恐れのあるものは除きます。

第2章 協働を進める上での基本的な考え方

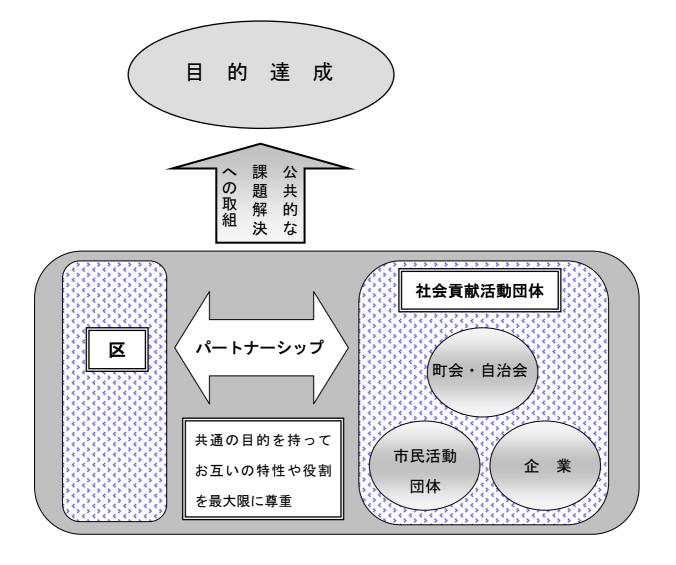
- 1 「協働」とは
- 2 協働の対象
- 3 協働によって期待される効果
- 4 協働の形態
- 5 協働にふさわしい事業のあり方

第2章 協働を進める上での基本的な考え方

1 「協働」とは

中央区における「協働」とは、「中央区をより良い地域社会として将来にわたって 豊かに発展させていきたい」という意志のもとで、「区と公的なサービスを担うさま ざまな団体が、お互いの特性や役割の違いを尊重し、共通の目的のもとに相乗効果 を上げながら、公共的な課題の解決に取り組む活動」をいいます。

こうした活動を推進することにより、「地域での豊かな生活と文化を創造するとと もに、その過程を通じて住民が主体的、創造的な地域づくりの担い手になっていく もの」と考えます。



2 協働の対象

「協働の対象」は、「**区内において社会貢献活動および公共的な地域活動を行う団体・企業」**(以下、「社会貢献活動団体」という。)とします。

具体的には、「区民(昼間区民などを含む)が主体的に公益活動を行う民間非営利の団体」を指し、「町会・自治会などの地縁団体、NPO法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体、公益活動を実践する企業等」があげられます。

ただし、宗教活動それ自体を目的とする団体や政治活動を主な目的とする団体、 特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含みません。

※ 今後、協働の実践を積み重ねていく中で、協働の対象を広げていくことを検討していきます。

<コラム 1>

「連携」・「協力」との違いは?

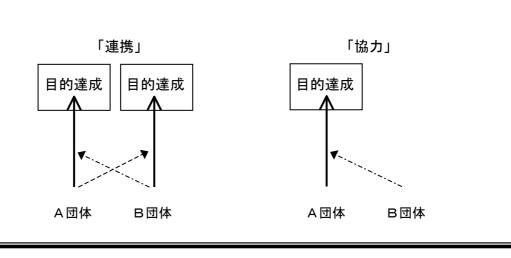
「連携」とは

異なる団体がそれぞれの目的達成のために、お互いの人材・資金・情報・ノウハウなどの資源を提供しあう関係を指します。

それぞれの目的の共有や実施過程プロセスの共有などは行いません。

「協力」とは

ある団体の目的達成のために、他方の団体が援助する関係を指します。 目的達成のために双方で目的の共有や意見交換などは行いません。



<コラム 2>

「公益活動」とは?

「公益活動」とは、特定非営利活動促進法 (NPO法) 第2条第1項の別表に掲げる活動を指し、広く社会一般の利益になることをいいます。

< 特定非営利活動促進法(NPO法)第2条第1項の別表に掲げる活動>

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

3 協働によって期待される効果

(1)区民にとっての効果

- ① 区民ニーズに合ったきめ細かで質の高いサービスが受けられるようになります。
- ② 行政への関心の高まりとともに、区政運営への区民参画が進むことで、区政が区民により身近なものとなります。
- ③ 今後退職期を迎え、地域での活躍が期待される団塊の世代等の多様なキャリアを 持つ区民の生きがいの場や新しい雇用の機会が拡大します。

(2) 社会貢献活動団体にとっての効果

- ① 自らの特性を生かしながら、理念や使命をより効果的に実現することができるようになります。
- ② 協働領域の広がりによって、新たな活動の場や事業展開の機会が広がります。
- ③ 協働のパートナーになることによって、団体では会計処理や事業報告等を適切に行う必要性が生じ、責任ある体制でサービスが提供できるようになります。
- ④ 区との協働による活動実績や成果は、区民の理解や評価が高まるきっかけとなります。また、企業としてのイメージアップにもつながります。

(3)区にとっての効果

- ① 社会貢献活動団体が持つ柔軟性・迅速性・専門性等の特性を生かすことにより、よりニーズに沿った行政サービスを迅速に提供することが可能になります。
- ② 異なる発想や行動原理を持つ多様な団体との協働によって、行政体質を改善する 契機となります。
- ③ 事業の見直し等により、さらなる行政の効率化が図られます。

4 協働の形態

区が協働事業を進めるにあたっては、事業の目的や内容、期待する効果などパートナーとなる相手の特性によってどのような協働の形態が適切かなどを検討し、効率的で効果的な形態を選択する必要があります。

主な協働形態には、以下のようなものがあります。

(1) 区が実施団体の一員となる主な形態

共 催

協働相手と応分の実施責任を分担しながら、ともに主催者となって事業を行います。

実行委員会 協議会

団体が集まり新たな組織をつくり、そこが主催者となって事業を行います。

事業協力

区と協働相手のいずれかが実施団体となりますが、通常の協力とは異なり、お互いの目標や役割分担、責任、経費分担などを取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行います。

(2)区が実施団体にならない主な形態

協働委託

協働相手の特性や専門性を生かして、業務を依頼します。通常の委託契約とは異なり、お互いに目的を共有できる事業について意見交換し、相互の役割を尊重しながら行います。

補 助

協働相手の実施する公益事業について、お互いの課題や目的を共有した上で、金 銭などを協働相手に交付・提供します。

後 援

協働相手の実施する公益事業について、お互いの課題や目的を共有した上で、名 義の使用を承認します。事業の実施責任や成果は、実施団体に帰属します。

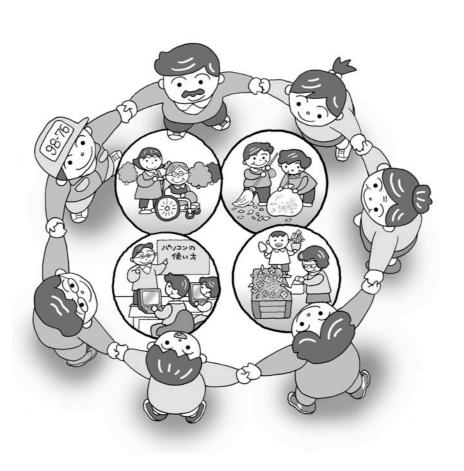
(3) その他の形態

政策提案の受け入れ

協働相手のノウハウや知識を公益活動に生かすため、区民ニーズや課題、またその解決方法などを提案してもらいます。

情報提供・情報交換

協働相手から協働事業のアイデアを受けたり、区民ニーズや協働事業に関する情報を交換したりします。



5 協働にふさわしい事業のあり方

協働にふさわしい事業とは、「協働相手である各団体の特性を十分に生かすことができ、かつその特性を公的なサービスに取り入れることで、より効果的・効率的な区民サービスの提供が可能となる事業」と考えます。

そのためには、地域に根ざした活動を展開している社会貢献活動団体の特徴である柔軟性・専門性・地域性・ネットワーク力等が生かされることが大切であり、まず「協働を始めてみる」という姿勢が最も重要です。

<協働にふさわしい事業の例>

- (1) 多くの区民が参加し、区民が主体的に取り組む事業 まちづくり、地域コミュニティ活動、リサイクルや省エネルギーなどの環境保 全活動など
- (2) 地域ニーズに沿った柔軟できめ細かなサービスを提供する事業 子育て支援、高齢者・障害者の生活支援など
- (3) 社会貢献活動団体の先駆的な取組や先導性を生かせる事業生涯学習推進、芸術・文化活動、男女共同参画推進、ITの普及啓発など



第3章 協働を進める上での課題と展望

- 1 アンケートおよびヒアリング結果から見た主な現状と課題
- 2 団体別アンケートの概要

第3章 協働を進める上での課題と展望

1 アンケートおよびヒアリング結果から見た主な現状と課題

(1)調査概要

① 団体アンケートおよびヒアリングの目的

「地域との協働指針」を策定するにあたり、地域で社会貢献活動を行う各種団体 (町会・自治会、NPO法人・ボランティア団体、商店会・工業会、企業)を対象 に、社会貢献活動や協働の実態、今後の協働への意向等を把握するためにアンケー ト調査を実施しました。

また、区が実施している 13 の協働事業を対象に庁内ヒアリングを行うとともに、アンケートから抜粋したNPO法人やボランティア団体、企業に対する団体ヒアリングを行いました。

② アンケート調査の概要

調査対象:中央区内で社会貢献活動を行う各種団体(町会・自治会、

NPO法人・ボランティア、商店会・工業会、企業)を任意抽出

調査方法:郵送による配布・回収(電話による催促を実施)

調査時期:平成17(2005)年6月30日(木)~平成17(2005)年7月19日(火)

回 収 数:315部

回 収率: 42.7%(返却分を除く)

(配布・回収の各種団体別内訳)

〈団 体〉 〈回収数〉 〈回収率〉 〈配布数〉

○町会・自治会 117団体(65.7%/178団体)

○NPO法人・ボランティア 130団体(35.9%/362団体)

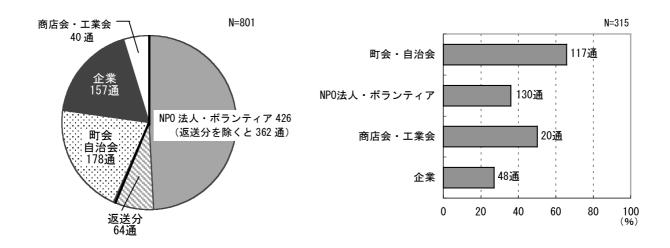
○商店会・工業会 20団体(50.0%/40団体)

○企業 48社 (30.6%/157社)

※ なお、NPO法人・ボランティア配布数のうち、宛先不明などで64団体分が返送(NPO法人:60団体、ボランティア:4団体)

配布割合

団体別の回収数・回収率



③ 庁内・団体ヒアリングの概要

ア 庁内ヒアリング実施状況

区で行われている13の協働事業を所管する関係職員に対して実施

イ 団体ヒアリング実施状況

アンケートを回答したNPO法人(1団体)、ボランティア団体(3団体)、 企業(1団体)に対して実施

(2) 団体別の主な現状と課題

アンケート調査およびヒアリング結果から見られる社会貢献活動団体別の主な現 状と課題をまとめると、以下のような点があげられます。

① 町会・自治会

- ア 役員の高齢化や後継者不足などが生じていること
- イ 未加入世帯が増加しており、地域結束力の低下に不安があること
- ウ 急増する新たな住民との地縁関係づくりがなかなか進まないこと
- エ 従来から付き合いのある団体との関係が強固なため、新しい関係づくりが進まないこと

② NPO法人・ボランティア団体

- ア 自らの活動に対し区や地元組織に十分な理解が得られていないこと
- イ 活動資金や人材の確保など組織の運営基盤に不安を抱えていること
- ウ 区内での活動拠点の確保が困難であること

③ 商店会・工業会

- ア 社会貢献活動の意欲はあるが、どのような活動を行うべきか方向性が明確で ないこと
- イ 他団体から持ち込まれる企画提案を吟味し、選択するための基準が整ってい ないこと

4 企業

- ア 地元地域での活動にあまり目が向けられていないこと
- イ 社会貢献活動の意欲はあるが、どのような活動を行うべきか方向性が明確でないこと
- ウ 企業本来の営利活動と社会貢献活動との境界線が明確でないこと

(3)区の主な現状と課題

区と社会貢献活動団体との協働にはいくつかの先行する取組が見られるものの、 まだまだ取組事例は少ない傾向にあります。協働を推進する上での区の主な現状と 課題は、以下のような点があげられます。

- ① 協働事業に関する情報が不足していること
- ② 社会貢献活動団体の存在や活動実態が十分に把握できていないこと
- ③ 区との協働を進める上で、社会貢献活動団体と相互に検討する場がないこと
- ④ 協働経験が少ないため、協働事業の確実性が予測できないこと
- ⑤ 庁内の情報共有が十分に図られていないこと
- ⑥ 職員の協働に対する理解が必ずしも十分ではないこと 等

2 団体別アンケートの概要

(1) 町会・自治会

町会・自治会を取り巻く現状

① 古くからの絆を大切にした地域コミュニティがある

中央区は、江戸開府以来、文化・商業・情報の中心地として人々が住み・働き・学ぶまちとして栄え、下町特有の人情と連携による地域コミュニティが古くから確立されています。

現在、中央区全域に 172 の町会・自治会があり、生活環境の向上を目指して、地域の課題解決に幅広く活動しています。

② 高層マンション建設等による急激な人口増加がコミュニティに影響

中央区の人口は、平成 9(1997)年 4 月の 71,806 人の過去最低を下限として 9 年連続で増加しており、平成 18(2006)年 1 月には、99,078 人となっています。これは、本区が定住人口の回復対策を積極的に進めてきた成果と、近年の都心回帰現象や再開発による住宅開発などが影響しているものと思われます。

しかし、核家族化の進行や地域における住民同士のふれあいの減少などにより、地域の連帯感も希薄化してきており、良好な地域コミュニティを形成する上で、町会・自治会の運営体制に大きな影響を与えつつあります。

中央区の年齢区分別人口の推移(各年1月1日) 人 99, 078 100.000 93, 791 89, 532 16. 5% 90,000 86, 358 16.8% 83, 124 79, 582 17.1% 80,000 76, 325 17. 3% 73, 706 17.3% 72, 387 72, 275 72.090 17. 4% 70 000 17.4% 17. 6% 17. 4% 16. 6% 17.1% 60.000 □65歳以上 ■15~64歳 50.000 73. 1% □0〜14歳 72. 2% 71.3% 70.8% 40.000 70.6% 70. 6% 70.4% 70. 4% 70.0% 69. 9% 70.1% 30.000 20 000 10,000 12.1% 11.9% 11.6% 11.0% 10.4% 13.0% 12.8% 12.6% 12.5% 12.2% 12 0% 0 H9年 H10年 H11年 H12年 H13年 H14年 H15年 H16年 H17年 H18年

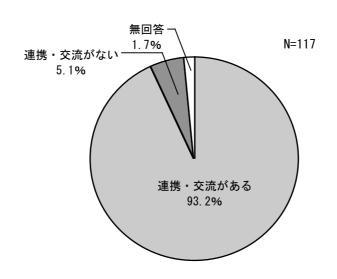
出典:区資料

③ 町会・自治会同士の連携・交流が強い

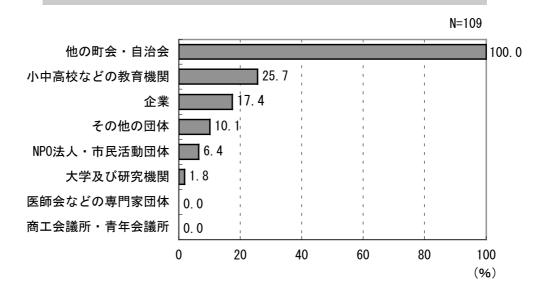
「他団体と連携・交流がある」と回答した全ての団体が、連携・交流相手として「他の町会・自治会」をあげており、町会・自治会同士の強力なつながりがうかがえます。

一方、NPO法人・市民活動団体などとの交流は少ない傾向にあります。

現在、他団体との連携・交流がありますか (一つ選択)



どのような団体と連携・交流がありますか(該当するもの全て選択)

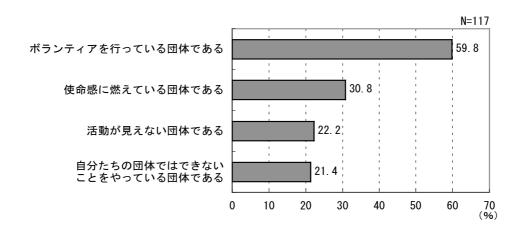


④ NPO活動への理解には、未だ不十分な点も見られる

NPO法人については、ある程度認知されていますが、「何をしている団体か分からない」といった否定的なイメージも持たれています。

こうした否定的イメージや活動への理解不足が、団体間の連携の障害になっていると言えます。

NPO 法人に対してどのようなイメージをお持ちですか(該当するもの全て選択)



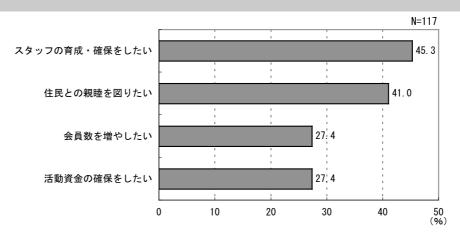
町会・自治会が抱える課題

① 役員が高齢化し、次代を担う人材が不足している

町会・自治会が抱えている課題として、半数近い団体が「活動スタッフの 育成・確保」など人材不足をあげています。

また、近年の急激な人口増加に伴い、近所づきあいを敬遠する住民や町会に加入しない住民が増えているため、住民との親睦や会員数の増加を課題とする声もあがっています。

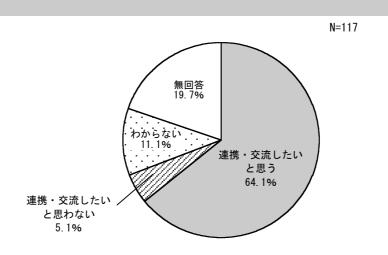
活動を続けていく上で、今後特に必要と思われる項目は何ですか(3つ選択)



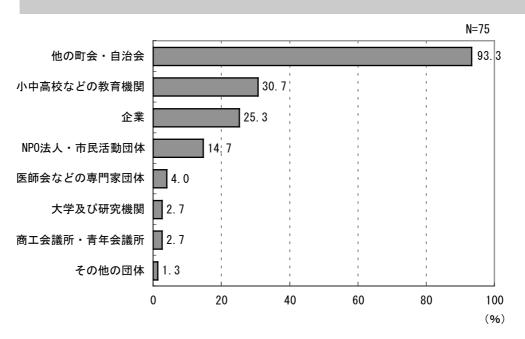
② 従前の連携・交流関係が強固であり、新しい関係づくりが進まない

今後の他団体との連携・交流に対する意向については、引き続き「町会・ 自治会同士のつきあいを続けたい」とする回答が多く、現段階では「NPO 法人・市民活動団体」などとの連携・交流の意向は少ない状況にあります。

今後、他団体と連携・交流したいと思いますか (一つ選択)



今後、どのような団体と連携・交流したいですか(該当するもの全て選択)



③ 急増する新たな住民との相互理解が不足している

急増する人口の大半は、高層マンションを中心とした集合住宅居住者であり、その多くはオートロック機能のあるマンションです。オートロック機能は防犯面では優れるものの、町会活動にとっては大きな障壁となっており、 日頃からのコミュニケーションのあり方が問われています。

また、新たに転入してきた住民には、町会に加入しない住民も増えてきて おり、地域住民の親睦をはじめ防犯・防災活動など、総合的な視点から町会・ 自治会活動に対する理解の促進と参加の機会の拡大を図っていくことが求め られています。

協働の実現に向けて期待すべきこと

① 町会・自治会の優れた組織力に期待

町会・自治会には、優れた連絡体制や組織的な動員力・行動力などがあり、 これまでの区との関係を基礎とし、新たな協働の担い手として期待する面は 大きいものと思われます。

こうした優れた組織力を持つ町会・自治会が、新しい形の公共を担う代表 的な団体として発展されることを期待します。

② 町会・自治会が地域の核となる協働の推進に期待

地域の課題解決の担い手は、町会・自治会のみならず、NPO法人、ボランティア団体、企業などの各団体、そして一人ひとりの区民です。地域では、多様化するニーズに応えていくために、ますます多くの担い手が必要となってきています。地域の実情を最も把握している町会・自治会が核となり、地域の課題解決に向けて、多様な団体との協働を進めていくことは、区民にとっても、地域にとっても大いに有効であるといえます。

(2) NPO法人・ボランティア団体

NPO法人・ボランティア団体を取り巻く現状

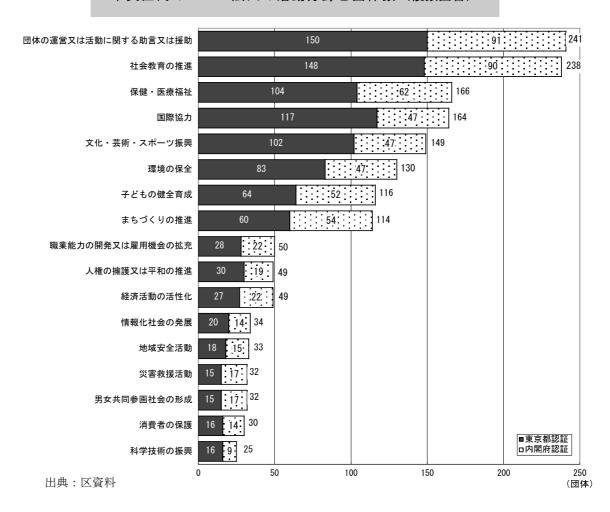
① 区内では教育系のNPO法人と福祉系のボランティア団体が多い

中央区に事務所(従たる事務所も含む)を持つ特定非営利活動法人は390団体(平成17(2005)年12月31日現在)で、そのうち東京都が認証するものは252団体、内閣府が認証するものは138団体となっており、非常に多くのNPO法人が登録されています。

NPO法人の活動分野を見ると、団体活動への助言または援助(241 団体)、 社会教育の推進(238 団体)が多く、次いで保健福祉(166 団体)、国際協力 (164 団体)、文化芸術振興(149 団体)が続いています。

ボランティア団体は、区内に多種多様な団体が存在していますが、現在社 会福祉協議会には32のボランティア団体が登録しています。

中央区内のNPO法人の活動分野と団体数(複数回答)



② 区内には全国的に活動を展開するNPO法人が多い

区内のNPO法人は、日本全国を対象に活動している団体が 4 割(東京都 平均は約2割)を超え、全国的な活動を展開する団体の多い点が特徴です。

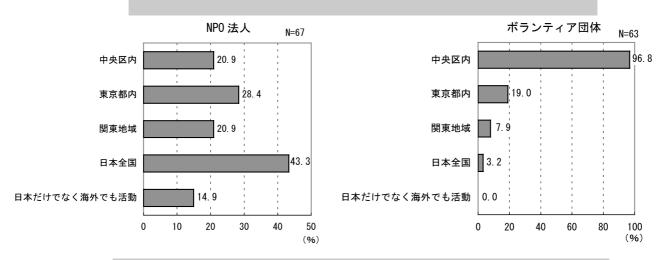
一方、区内で主に活動するNPO法人は 2 割程度であり、区や地元とのつながりは弱い傾向にあることがうかがえます。

また、資金の調達方法は、「定期的な会費収入」、「事業などの独自収入」などを得ているNPO法人が目立つ傾向にあります。

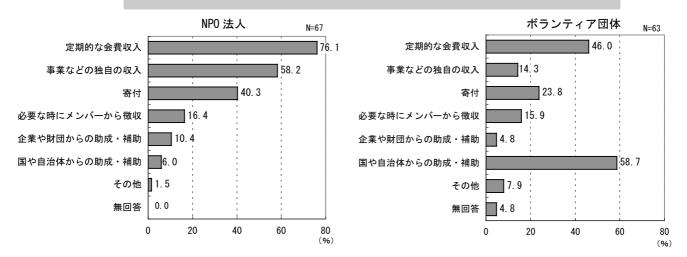
③ ボランティア団体は9割強が区内で活動しており、財政面ではやや行政に依存する傾向

ボランティア団体の 9 割強が区内で活動しており、地元組織や区とのつながりは強いことがうかがえます。しかし、その活動資金は行政からの委託や助成など、財政的に行政に依存している傾向があります。

主に活動している場所や地域はどこですか(該当するもの全て選択)



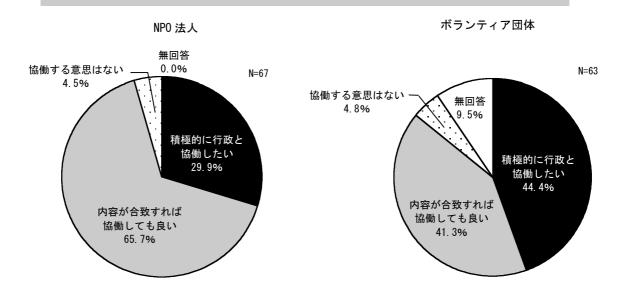
活動経費はどのような方法で調達していますか(該当するもの全て選択)



④ 区との協働の意向はNPO法人が9割強、ボランティア団体は8割強

区との協働の意向については、NPO法人の 9 割強、ボランティア団体の 8 割強が持っており、行政との協働を前向きに捉えていることがうかがえます。

区と協働を進める上でどのような関係を望みますか(該当するもの全て選択)

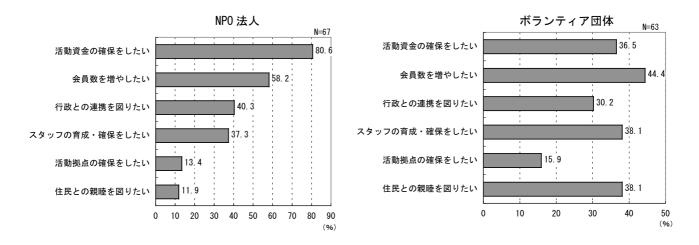


NPO法人・ボランティア団体が抱える課題

① 組織の運営基盤に不安を抱えている

NPO法人では「活動資金や会員数の確保」、ボランティア団体では「会員数やスタッフの確保」「住民との親睦」などが主な課題であり、多くのNPO法人・ボランティア団体が組織の運営基盤に不安を抱えています。

活動を続ける上で必要と思われる項目は何ですか(3つ選択/上位6項目)



② 地域に自らの活動に対する理解が十分に得られていない

町会・自治会では、NPO法人の活動に対して総体的には理解していますが、個別のNPO活動になると「何をしている団体か分からない」といった 否定的なイメージを持たれているケースもあります。

こうした否定的イメージを払拭するため、自らの活動を地域に幅広く理解 してもらえるよう努める必要があります。また、同様に区にも積極的に自ら の活動情報を発信し、相互理解の促進に努めていく必要があります。

協働の実現に向けて期待すべきこと

① 多様な団体の専門性が、多様な区民ニーズをサポート

NPO法人やボランティア団体は、それぞれ独自の目的意識と専門性などの特性を持って活動している団体です。団体が持つ力を最大限に発揮させることで、これまで区では対応できなかった新たな区民サービスを立ち上げるなど、多様化する区民ニーズに対応していくことが期待されます。

② 積極的な情報発信と団体間の交流による連携促進

地域との協働事業を進めるには、まず自らの活動をより多くの人々に理解 してもらう努力が必要です。活動の実績や成果などを広く情報開示するとと もに、情報発信を積極的に行い、地域との信頼関係を築いていくことが求め られます。

特に、地域の課題解決に長年取り組んできた町会・自治会や他の社会貢献 活動団体との連携・協力は必要不可欠であり、団体間での交流を積極的に促 進し、地域において協働の輪が広がることを期待します。

(3) 商店会・工業会

商店会・工業会を取り巻く現状

① 日本の商業中心地と都心立地型工業のまち

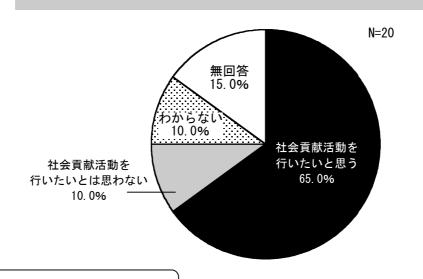
中央区は江戸開府以来、商工業の中心地として栄えてきました。商店会は、地域コミュニティの核の一つとして、生活を支えるまちづくりに欠かせない機能であり、現在、区内には 31 の商店会があります。また、本区は印刷・製本業を中心とした工業が多く、本区の産業において重要な位置を占めており、9の工業会が結成されています。

② 社会貢献活動への意向は高い

商店会・工業会における社会貢献活動は、主に清掃活動などが行われており、今後とも社会貢献活動を行いたいとする意向は高い傾向にあります。

他団体とのつながりでは、町会・自治会との連携が多く、商店会とNPO 法人・ボランティア団体が協力してイベントを開催した実績もあります。

社会貢献活動を今後も行って行きたいと思いますか(1つ選択)

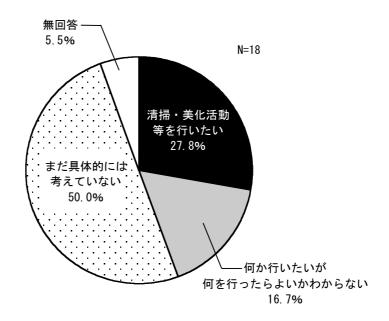


商店会・工業会が抱える課題

① 社会貢献活動の方向性が定まっていない

商店会や工業会の 6 割強は、社会貢献活動を行うことを望んでいますが、 どのような社会貢献活動を行うべきか定まっていない団体が多く、活動の方 向づけが課題となっています。

社会貢献活動を行うとしたら、どのような事を行いたいですか(1つ選択)



② 他団体を受け入れる判断基準が明確でない

商店会に持ち込まれる他団体からの企画提案を受け入れる体制や判断基準がなく、受け入れるか否かの判断に迷うとの意見があります。

協働を進める上でも、組織内部としての体制整備や判断基準づくりが求められています。

協働の実現に向けて期待すべきこと

① 地域ニーズにあった活動の展開

地域に密着している商店会・工業会は、社会貢献活動への意欲はあるものの、地域ニーズがつかめず、活動の方向性が定まらない状況にあります。

商店会・工業会の将来像を展望するにあたり、今後とも区民をはじめ、町会・自治会、NPO法人など多様な団体と一体となってまちづくりを推進していくことが期待されます。

② 豊富なイベントなどの企画提案を生かして地域を活性化

商店会・工業会に持ち込まれるイベントなどの企画提案は、活力あるまちづくりにつながる一つの財産ととらえることができます。これらの提案を、社会貢献活動として生かすため、他団体との協働に積極的に取り組むとともに、地域コミュニティの活性化にも役立てていく視点が大切です。

そのためには、商店会・工業会の事務局機能をさらに強化するとともに、 積極的に社会貢献活動が推進できる体制を築かれることに期待します。

(4)企業

企業を取り巻く現状

① 都内第1位の企業集積地

中央区の平成 16(2004)年の事業所数は 40,720 で都内第 1 位であり、従業者数は 678,377 人にのぼっています(事業所・企業統計調査)。

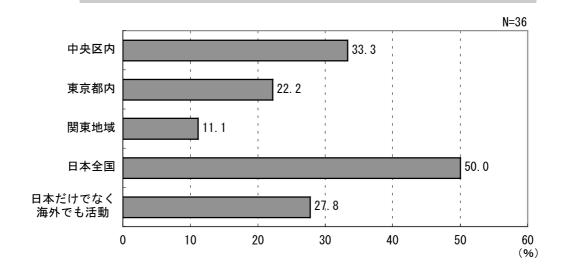
また、平成 16(2004)年の商業統計調査によると、小売業の年間販売額が 1 兆 3,068 億 9,700 万円で、都内第 2 位の販売額となっています。

本区における卸・小売業、金融、証券業など第三次産業の高度な集積は、 首都の持つ経済・情報・文化などの中枢管理機能の一環を形成しており、首 都東京さらには全国の中心機能として役割を担っています。

② 区内を対象にした社会貢献活動は少ない

社会貢献活動を行っている企業のうち、「日本全国」や「海外」を活動範囲にしている企業は8割程度ありますが、「区内」を主な活動範囲とする企業は3割程度となっています。

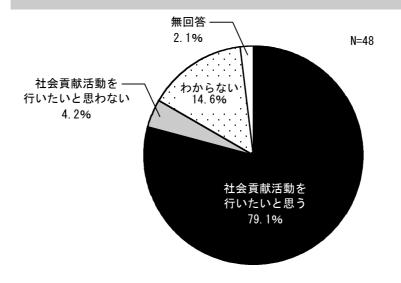
主に活動している場所や地域はどこですか(該当するもの全て選択)



③ 社会貢献活動への意向は高い

8 割弱の企業が社会貢献活動を行いたいと答えており、社会貢献活動に関して高い意向がうかがえます。

社会貢献活動を今後も行っていきたいと思いますか(1つ選択)

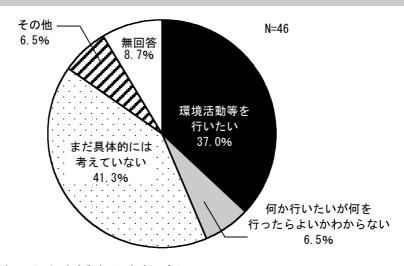


企業が抱える課題

① 社会貢献活動の方向性が定まっていない

企業の 8 割弱は、社会貢献活動を行うことを望んでいますが、どのような 社会貢献活動を行うべきか定まっていない企業が多く、活動の方向づけが課 題となっています。

社会貢献活動を行うとしたら、どのような事を行いたいですか(1つ選択)



② 地元での公益活動を支援する姿勢が必要

区内において企業の社会貢献活動が少ないことから、地域コミュニティへの参加が十分でないことがうかがえます。企業としての社会的責任や地域社会の一員であることを認識し、地元地域での公益活動に積極的に取り組む姿勢が求められます。

③ 商業目的の活動と社会貢献活動との境界線が明確でない面がある

団体ヒアリングでは、「企業と合同でイベントを開催する際、企業から商業目的の企画を持ち込まれることもある」との意見がでています。

企業本来の営利活動と社会貢献活動との境界線を明確に整理し、社会貢献活動や公共的な地域活動を行う団体との協働を積極的に推進するとともに、 その活動を支援していくことが求められています。

協働の実現に向けて期待すべきこと

① 地域社会の一員としての役割

近年、企業としての社会的責任を果たすべく、企業の社会貢献活動が活発 化してきています。しかし、本区では地元地域を中心とした活動はまだまだ 少ない状況にあります。

地域コミュニティの活性化を推進する上でも、企業が地域社会の一員であることの認識に立ち、地域の担い手として積極的に活躍されることを期待します。

② 地域での協働事業の展開・支援

企業からは「地域のNPO法人やボランティア団体の情報が知りたい」との声が出ており、地域で活動する団体の実態が把握でき、目的が共有できれば積極的に連携していきたいとの意向が見受けられます。

企業が地域との協働に関する理解を深め、各団体との協働事業を積極的に 取り組むとともに、会議室などの資源を積極的に提供し、地域での公益活動 の支援に努めることを期待します。

第4章 協働の推進に向けて

- 1 協働を推進する上での役割
- 2 協働の原則(協働推進の共通ルール)
- 3 協働のプロセスの確立
- 4 協働を推進するための具体的な取組

第4章 協働の推進に向けて

1 協働を推進する上での役割

協働を推進するためには、区民をはじめ、公的なサービスを担うさまざまな団体がそれぞれの役割を認識するとともに、その特性を生かして主体的・積極的に取り組む必要があります。

(1)区の役割

- ① 社会貢献活動団体の自主性および自立性を尊重した上で、必要な支援および環境整備に努めます。
- ② 効果的かつ効率的な施策を展開していくため、多様な団体との協働の推進に努めます。

(2) 区民の役割

新しい形の公共を創造するために、地域社会に関心を持って、積極的に公益活動 に協力し、または自発的に参加するよう努めることが望まれます。

(3) 市民活動団体等の役割

- ① 自らの使命と責任において、その特性を十分に生かした公益活動を推進するとともに、当該活動が広く区民に理解されるよう努めることが望まれます。
- ② 団体が持つ特性を生かして、協働を推進することが望まれます。
- ③ 民主的で開かれた組織運営に努めることが望まれます。

(4)企業の役割

- ① 企業としての社会的責任の遂行と地域社会の一員であることを認識し、地域との協働に関する理解を深め、積極的に公益活動に努めることが望まれます。
- ② 企業が持つ会議室などの資源を積極的に提供し、地域での公益活動の支援に努めることが望まれます。

2 協働の原則(協働推進の共通ルール)

協働事業に取り組むにあたっては、区と社会貢献活動団体が遵守すべき約束事(ルール)を定め、お互いが確認し合います。

(1) 地域性の重視

中央区の文化・伝統・歴史を尊重しつつ、多様な区民ニーズに的確に応える意欲 を持って協働事業に取り組むとともに、その活動を通して地域コミュニティの活性 化に貢献します。

(2) 事業目的の共有化

協働事業の目的を理解し、必要な情報を随時交換・共有します。

(3) 立場の対等性

協働の団体同士が、独立した責任主体としての立場で合意形成を行い、それぞれ の能力や規模に応じた義務と責任を果たします。

(4) 相互理解・自主性の尊重

組織の成り立ちや意志決定の方法などお互いの違いを認識し、相手を尊重して対 話を進めることにより、それぞれの役割を明確にして信頼関係を構築します。

(5) 公開性・公平性・透明性の確保

協働の基本的事項や関係など企画段階から事業実施後の評価に至るまでのプロセスを公開し、協働の機会の公平性や地域社会への説明責任を果たします。

3 協働のプロセスの確立

協働事業の実施にあたっては、原則として、事業検討・協働相手の選定・評価など「協働のプロセス」すべてにわたって、透明性や公開性を確保していきます。

ただし、実施する事業の性格や制度的な制約などを踏まえ、可能な段階から取り 組むなど積極的に協働を推進していきます。

(1)企画段階への参画

区と社会貢献活動団体がそれぞれ知恵を出し合い、事業を企画します。

協働事業の企画においては、社会貢献活動団体が持つ柔軟で先駆的な発想を生かす とともに、選考の公開性や競争原理の導入など公正な手続きにより進めます。

(2) 事業目的の共有

区と社会貢献活動団体が地域で抱える課題を認識し、事業の目的を共有します。 特性が異なる各団体が地域の課題を共有し、協働により解決する目的や目標を理解 し、確認し合います。

(3)役割分担と責任の確認

区と社会貢献活動団体が役割と責任の分担など事業の実施方法を確認し合います。 協働によりお互いの特性を発揮しながら事業を実施するために、相手の考え方や手 法の違いを理解し、どのような役割分担のもとに相乗効果が期待できるか、十分に協 議します。

(4)協働事業の実施

区と社会貢献活動団体が適切な実施手法により、それぞれの特性を発揮し事業を進めます。

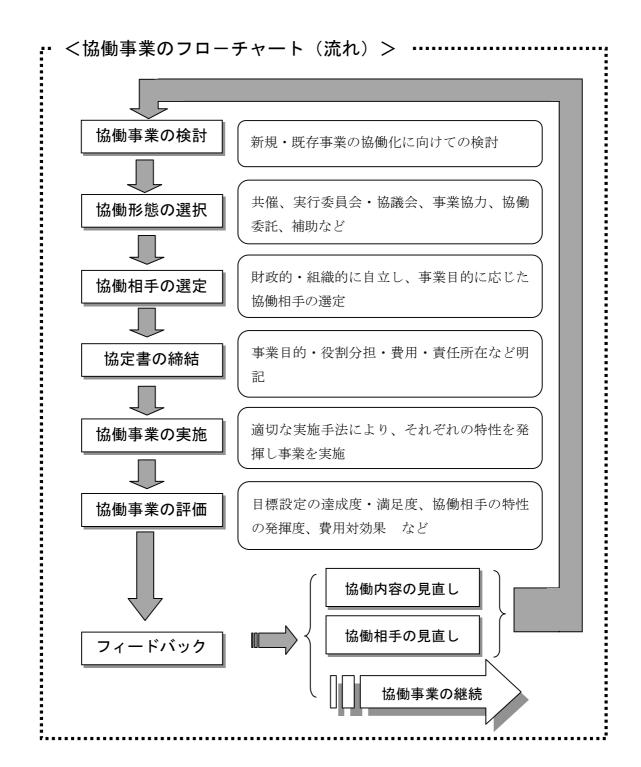
協働の形態としては、共催、補助、協働委託などがありますが、事業の目的や期待 される事業効果、お互いの役割(主体性の発揮、責任の所在)などを総合的に判断し て、ふさわしい手法を選択します。

(5)評価と反映

事業実施後、協働事業の結果を評価し、評価を公表することによって得られた区 民の意見などを次の協働事業へ反映します。

(6) 実施プロセスの公開

協働事業の信頼を高めるため、企画段階への参画から事業実施後の評価に至るまで、プロセスを情報公開し説明責任を果たします。



4 協働を推進するための具体的な取組

区では「地域との協働」を積極的に推進するために、第3章で掲げた「協働を進める 上での課題と展望」を踏まえ、以下のような施策を展開していきます。

(1) 社会貢献活動についての理解とネットワークを広げます

地域に根ざした活発な社会貢献活動を区内で展開していくため、より多くの区民が社 会貢献活動についての理解を深めるとともに、団体情報の共有・公開などネットワーク 化を推進します。

① 団体情報バンクの導入

社会貢献活動や協働事業に対する区民の理解を深めるため、インターネットを通じて社会貢献活動団体の活動内容や協働の実施状況などを積極的に公開する情報バンクを導入します。

また、社会貢献活動を行いたい個人の情報や募集情報などを提供し、ボランティアコーディネートを行います。

② 区民向け協働講座の充実

区民の社会貢献活動に対する正しい理解を深めたり、社会貢献活動への参加の輪を 広げるための講座を開催するなど、区民同士、または区民と社会貢献活動団体との新 たなネットワークづくりの機会を提供します。

③ 協働情報紙の発行

区民をはじめ各団体との情報の共有化を図るため、社会貢献活動団体の活動情報や、 協働に関する先進的な事例、区での取組などについての情報紙を定期的に発行します。

④ 協働事例集の作成

本区の協働事例について広く区民に周知するとともに、区と社会貢献活動団体が協 働事業を行う際の参考資料として活用するため、協働事業の事例集を作成します。

(2) 協働を推進するための環境づくりを進めます

多様な社会貢献活動団体の自立性や独自性を最大限に尊重しながら、それら団体を 「育む」視点に立って側面的な支援を行います。

① 団体向け協働講座の開催

社会貢献活動団体の組織運営やリーダーの養成など必要な専門スキルの習得や協働 事業の推進を目的とした学習機会を提供します。

② 社会貢献活動に取り組む人材づくり

地域における社会貢献活動の推進と定着を図ることを目的に、専門的なアドバイザーの派遣や協働事業にかかわった経験のある団体や区民を協働アドバイザーとして育成するなど、地域の側から「協働」を推進する人材づくりを支援します。

③ 町会・自治会の活性化支援

町会・自治会における自主的な地域活動への参加と活動の輪を広げるために、新規 転入者などの加入促進を図る「ちらし」や「ポスター」を作成するなど、町会・自治 会の活性化に向けた支援を行います。

X1

④ コミュニティビジネスの支援

多様な地域の課題をビジネス手法で解決し、その活動の利益を地域に還元するコミュニティビジネスの普及を図るため、社会貢献活動団体との共催による各種講座の開催や設立に向けての支援を行います。

⑤ 専門相談窓口の設置

社会貢献活動団体の組織運営や法人格の取得などに関する相談に応じるとともに、 地域活動や協働事業に関する必要な情報を提供する相談窓口を設置します。

⑥ 協働事業提案制度の導入

地域の課題を解決するため、社会貢献活動団体が持つ柔軟性・迅速性・専門性など の特性を生かした施策やアイデアを公募し、提案団体との協働の実現に向けた支援を 行います。

⑦ 財政基盤の確立に向けた支援

社会貢献活動団体からの要望も多い財政面における支援の充実を図るため、その活動に賛同する区民や企業の寄付により団体活動を支える基金制度など、新たな財政支援を検討します。

⑧ 協働協定書の活用

区と社会貢献活動団体が協働のルールやプロセスを十分に踏まえた円滑な協働を進めるため、事業の目的や役割分担・費用・責任の所在などを記載する「協働協定書」を締結し、事業実施前に双方が再確認し合います。

⑨ 協働事業の評価

協働をより効果的に推進するため、協働事業の目標達成度や社会貢献活動団体の特性がどの程度生かされたかなどの評価を行い、既存の事業を検証・見直すとともに、その結果を次の協働事業の検討や実施に際して改善・反映し、公開性・公平性・透明性を確保していきます。

⑪ 協働推進会議(仮称)の設置

学識経験者や団体代表者などで構成する第三者機関を設置し、協働事業の推進に関する審議をはじめ、提案された協働事業の審査・検討や協働事業の評価などを行います。

(3) 活発な社会貢献活動を支援するための拠点づくりを進めます

社会貢献活動団体の活動基盤の強化を図るため、活動支援や交流の場などの機能を持つ拠点を整備します。

① 活動推進センター(仮称)の整備

NPOやボランティア団体の情報交換の場である「NPO・ボランティア団体交流 サロン」の機能を発展的に継承しつつ、区内における社会貢献活動の一層の活性化と 普及促進を図るため、社会貢献活動を推進する拠点として整備していきます。

なお、「活動推進センター (仮称)」の主な機能は、以下のとおりです。

- ア 社会貢献活動についてのインフォメーションセンターとして
 - ・社会貢献活動に関する総合的・専門的な相談
 - ・情報の収集・提供
- イ 社会貢献活動の活性化に向けた拠点として
 - ・人材の育成・確保への支援
 - ・「情報交換の場」や「活動の場」の提供
 - ・交流会・各種講座の開催
- ウ 地域ネットワークの中核として
 - ・地域での社会貢献活動や協働事業を促進するコーディネーター機能
 - ・団体との連絡会の開催

② 新たな活動拠点の確保

区民館などの地域に密着した区の施設を安価に利用できるよう、社会貢献活動団体が地域活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。また、町会・自治会などの地域活動拠点となる「地域コミュニティルーム」の未整備地域においては、再開発などに合わせて整備を進めます。

さらに、社会貢献活動団体の会議の場や相互に交流・ネットワークするための活動 拠点として、空きオフィスや企業会議室も活用できるよう、企業に働きかけていきま す。

(4) 協働を全庁的に推進していくための体制を整備します

区が全庁をあげて協働を推進していくために、職員の意識啓発や協働推進マニュアル を作成するなど、協働のパートナーとなり得る体制づくりを進めます。

① 職員の意識啓発

職員が協働に関する正しい知識を持つことは非常に重要であり、今後、職員研修の 充実などを通じて職員の意識啓発を進めます。研修では、区民や社会貢献活動団体と ※2 一緒に学ぶ機会を設けたり、社会貢献活動団体への職員のインターンシップ制度の導 入を検討します。

また、職員が積極的にボランティア活動に参加し、その体験を積むことは協働を進める上でも大変重要であるため、職員におけるボランティア休暇制度の活用を促進していきます。

② 協働推進マニュアルの作成

各部局が協働事業を実際に行っていく上でのマニュアルを作成します。具体的には、 協働形態の選択、協働相手の選定、合意・実施のプロセス、評価・フィードバックの 方法などについての手順を明らかにします。

③ 社会福祉協議会との連携強化

区内におけるボランティア活動に関する豊富な知識や経験を持つ社会福祉協議会「ボランティア区民活動センター」との連携を強化し、社会貢献活動に関する「中間支援組織」のあり方や協働に関する各種施策の展開など、協働を推進する体制を整備します。

④ 庁内推進体制の整備

区の各部局から構成される庁内会議を設置し、協働事業への取組状況や調整などを 行い、全庁的に協働事業を推進する体制を整備します。

⑤ 既存事業の協働化に向けての検討

社会貢献活動団体が持つ柔軟性・迅速性・専門性などの特性を生かして、より効果的かつ効率的な施策展開を推進していくため、新たな協働事業の検討や既存事業の協働化に向けての検討を行い、行政サービスに協働の手法を積極的に取り入れていきます。

$\times 3$

⑥ 地域通貨の研究

地域通貨は、地域内での経済循環の活性化など経済的効果とコミュニティ再生への 効果が期待されています。先行事例を参考にしながら、都心区としての「協働」によ るまちづくりに向けた地域通貨の位置付けと役割などを研究します。

⑦ 国・東京都・特別区との連携強化

社会貢献活動団体に対する支援は、国をはじめ、東京都、特別区においてもさまざまな施策が展開されています。そのため、それら関係行政機関との連携を強化するとともに、区は基礎的自治体として身近な地域に関連する施策の展開を充実します。

<用語解説>

※1 コミュニティビジネス

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの 再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業をいいます。

※2 インターンシップ

企業や市民活動団体での実習訓練期間、体験就業をいいます。

※3 地域通貨

お互いに助けられ支え合うサービスや行為を、時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置き換え、これを「通貨」としてサービスやモノと交換して循環させるシステムを指します。

参考資料

地域との協働指針策定委員会設置要綱

地域との協働指針策定委員会委員名簿

地域との協働指針策定委員会開催の経過

地域との協働指針庁内検討会委員名簿

地域との協働指針庁内検討会開催の経過

中央区における協働事業の概要

パブリックコメントに対する意見募集結果の概要

地域との協働指針策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域と行政との協働を推進するために中央区が作成する「協働指針」に地域住民、NPO・ボランティア団体等の関係者及び事業者の意見を十分反映させるため、地域との協働指針策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域との協働のあり方等について検討を行い、区長に報告する。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、16人以内の委員をもって構成する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

_	学識経験を有する者	2人以内
_	区民代表	2人以内
三	地域活動団体の構成員	6人以内
兀	区内事業者の構成員	2人以内
五.	社会福祉協議会	1人
六	区職員	3 人

- 3 区民代表は、公募による。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め意見を聴くことができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、選任の日から平成18年3月31日までとする。
- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。委員長が議長となり、議事の進行をするもの とする。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

(庁内検討会)

- 第7条 委員会は、第2条に掲げる事項を検討するため、必要があると認めるときは、 庁内検討会を置くことができる。
- 2 庁内検討会は、区の職員等で構成し、庁内検討会委員は区民部長が委員長と協議の上、別に定める。
- 3 庁内検討会に庁内委員長を置き、庁内委員長は区民部長が務める。
- 4 庁内委員長は、庁内検討会の事務を掌理し、庁内検討会における調査・審議の経 過及び結果を委員会に報告する。
- 5 前各項に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し必要な事項は、庁内委員長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、区民部地域振興課において処理する。

(会議の公開)

第9条 会議は公開とする。ただし、委員会が公開することを不適当と認めるときは この限りではない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が 定める。

附則

この要綱は、平成17年4月26日から施行する。

地域との協働指針策定委員会委員名簿

委員名				役 職
委員長 ※	瀧澤	利	行	茨城大学教育学部教授
副委員長※	久保田	哲	也	宝酒造株式会社 東日本管理センター課長
*	山本	美	香	淑徳大学講師
	若林	利	香	公募区民
	北村	龍	子	公募区民
	袖井	孝	子	(社)コミュニティネットワーク協会会長
*	小原	宗	_	(特活) 日本ボランティアコーディネーター協会 運営委員長
*	関口	利	子	中央区女性海外研修者の会 監事
	竹ヶ原	妙	子	食事サービスVG だいこんの花 代表
	中野	耕	佑	中央区町会連合会会長
	富塚	裕	康	中央区青少年委員会会長
	松岡		肇	中央区商店街連合会副会長
	能 瀬	晶	子	中央区社会福祉協議会 事務局長
	吉田	不	曇	中央区企画部長(平成 17(2005)年 6月~11月)
	高橋	春	雄	中央区企画部長(平成 18(2006)年 1月~ 3月)
	河野		聰	中央区区民部長
	小泉	典	久	中央区福祉部長

※は小委員会委員

地域との協働指針策定委員会開催の経過

	日 時	参加人数	議題
第 1 回	平成 17 年 6 月 8 日 19:00〜21:15	委 員:14名 事務局:5名	 ・委嘱状の伝達 ・委員の自己紹介と委員長の選出 ・策定スケジュールについて ・区の概要および庁内アンケート結果の説明 ・団体アンケートの実施概要説明 ・小委員会の設置 ・意見交換
第1回 小委員会	平成 17 年 6 月 23 日 18:00〜20:00	委 員: 4名 事務局: 5名	・ 団体アンケート調査内容について
第2回	平成 17 年 8 月 22 日 15:00〜18:00	委 員:14名 事務局:5名	・団体アンケート調査結果について・団体および庁内ヒアリング結果について・協働の考え方について・意見交換
第3回	平成 17 年 9 月 20 日 16:00〜18:00	委 員:14名 事務局:6名	・ 論点の整理について・ 指針の構成について・ スケジュールについて・ 意見交換
第2回 小委員会	平成 17 年 10 月 27 日 18:30〜20:30	委 員: 5名 事務局: 5名	・ 中間報告書(案)について
第4回	平成 17 年 11 月 30 日 18:00~20:00	委 員:11名 事務局:6名	・ 中間報告書(案)について
第3回 小委員会	平成 17 年 12 月 8 日 18:00〜19:40	委 員: 4名 事務局: 4名	・ 中間報告書(案)について
第5回	平成 18 年 3 月 17 日 18:00~19:00	委 員: 12名 事務局: 5名	・ パブリックコメントの実施結果について ・ 報告書(案)について

地域との協働指針庁内検討会委員名簿

委員長	区民部長
委員	企画課長
"	企画部副参事
"	財政課長
"	総務課長
"	区民生活課長
"	地域振興課長
"	商工課長
"	児童家庭課長
"	福祉部副参事(社協管理部長)
"	保健衛生部管理課長
"	環境保全課長
"	土木部管理課長
"	都市計画課長
"	教育委員会庶務課長

地域との協働指針庁内検討会開催の経過

	日 時	参加人数	議題
第1回	平成 17 年 2 月 21 日 9:30~11:00	委 員:15名 事務局:2名	・ 地域との協働の推進について・ 地域と区との協働・支援調査について
第2回	平成 17 年 6 月 1 日 9:30〜11:00	委 員:13名 事務局:4名	・ 地域との協働指針の方向性について・ 地域と区との協働・支援調査の結果について・ 団体アンケート調査内容について
第3回	平成 17 年 8 月 17 日 9:30〜11:00	委 員:13名 事務局:4名	・ 団体アンケート調査結果について・ 団体および庁内ヒアリング結果について・ 論点の整理について
第4回	平成 17 年 11 月 14 日 9:30〜11:00	委 員:13名 事務局:4名	・ 中間報告書(案)について

中央区における協働事業の概要

これまでの区の協働事業には、事業の企画段階から参画することなく、事業の実施段階において各団体との「連携・協力」により実施する事業が数多くあります。

ここでは、このような事業も「協働」としてとらえることとしますが、今後、これまで培ってきた相互の信頼関係を尊重しながら、可能な範囲で「協働のプロセス」を踏まえた合意形成・事業実施に努めていく必要があると考えます。

下表に掲げる各事業は、区と各団体が取り組んできた、これまでの主な協働事業を掲載しています。

咅	『課名	事業名	協働形態	事業 概要
企画部	3			
	企画課	「中央区文化・ 国際交流振興協 会」助成	補助	地域の文化、国際交流の振興を図るために、中央区文化・国際交流 振興協会の各種事業に対し助成を行っている。
	広報課	ホームページ相 互リンク	情報提供	中央区ホームページのカテゴリー「リンクの広場」を通じて各種団体サイトを紹介し巡回性を高めることで、相互のアクセスアップを図る。
総務部	3			
	総務課	中央区ブーケ祭り	共催	女性センターの情報発信機能と区における男女共同参画事業への理解を深めるとともに、女性団体の力量を高めることを目的に利用団体の代表で組織する実行委員会と区が共催して祭りを開催し、各団体の活動の成果等を発表する。
	危機管理 室	中央区防犯協会 事業補助	補助	区内防犯協会4団体に対して、生活安全(防犯)思想の普及・啓発、自主生活安全(防犯)活動の推進等に資するための事業及び私道に設置されている防犯灯の電気料の一部補助を行っている。
区民部	3			
		消費者団体との 連絡会	事業協力	消費生活の向上を図るため、区は中央区消費者友の会の活動における補佐及び支援を行っている。
	区民 生活課	消費生活展	共催	自立したかしこい消費者の育成と啓発を目的とし、消費生活に関する様々な知識や情報を提供するため、消費者団体と区が共催して実施している。なお、中央区健康福祉まつりと同時開催している。
		中央区大江戸ま つり盆おどり大 会	実行委員 会・協議会	区民のふるさと意識の高揚と地域の活性化を図るため、江戸のまちにゆかりの深い盆おどりを中心とした「盆おどり大会」を町会等区内各団体と実行委員会を結成し開催している。
	地域振興課	東京湾大華火祭	実行委員 会・協議会	区民にうるおいとやすらぎの場を提供することにより、ふるさと意識を高めるとともに、観光商業の発展に資するため、関係諸団体と 実行委員会を結成し「東京湾大華火祭」を実施している。
		雪まつり	事業協力	自然の雪と接する機会の少ない中央区民が積極的に参加できる冬のイベントとして、町会やPTAなど関係団体との事業協力のもと実施している。なお、本区の友好都市である山形県東根市から雪の提供を受けている(隔年で開催)。
		コミュニティ施 会館等)の整備 費等助成(借地 等)	補助	自主的なコミュニティの促進と地域住民の福祉増進に役立てること を目的に、町会・自治会が事務局、会議室等として使用する施設に 係る整備経費を助成している。
		NPO・ボラン ティア団体交流 サロンの管理運 営	補助	NPO・ボランティア団体が自主的に施設の運営を行うことを目的に、NPO・ボランティア団体交流サロンで行う事業等の補助を行っている。
		コミュニティ推 進事務委託	協働委託	連合町会、町会、自治会に区のおしらせ配布をはじめ、各種お知ら せの回覧や調査などを委託している。

剖	『課名	事業名	協働形態		業	概	要		
区民部	3			-					
		情報化支援事業	補助	観光事業の振興を図るため トホームページの開設等)	に対す	する助成	を行って	いる。	
		中央区産業文化展		区内産業の振興、発展に寄 年の教育にも役立てること 結成し、本区の主要な産業 子を広く紹介している(隔	与する を目的 を一覧 年で	るととも 的に、商 堂に会し 開催)。	に、地域 エ団体な 、その活	産業に対す どと実行す 発な事業活	員会を 動の様
		商工業観光事業 補助	補助	商業団体等が期間を定めて 助成している。					
		商店街活性化支 援助成	補助	個性と魅力を持つ活気のあ 企画し実施する事業で東京 助金交付要綱」の適用を受 している。	都の	「新・元	気を出せ	!商店街事	業費補
	商工課	中央区観光商業 まつり協賛事業 補助	補助	中央区観光商業まつりの協 助成している。	賛事	業の実施	に対し、	その経費の	一部を
		春の名橋「日本 橋」まつり、橋 洗い、東京箱根 間往復大学駅伝 競走	補助	地域の活性化を図るととも 撤去し「日本橋」が甦える 主催するPR活動に対して	ことを	を目的に	、名橋「		
		日本橋問屋街産 学連携事業	補助	地域の交流や人材育成、若 域のにぎわいや情報発信の と専門学校が連携し工房で して、区が支援している。	向上?	を図るこ	とを目的	に、日本橋	問屋街
	防災課	総合防災訓練	事業協力	災害時における防災行動の 防災関係機関相互の緊密な 防災区民組織、防災拠点運 互に協力して総合的な防災	連携(営委員	の充実強 員会、防	化を目指 災関係機	すことを目	的に、
		防災拠点運営委 員会訓練	事業協力	災害時における初動態勢を 意識の高揚を図ることを目 災訓練を支援している。					
		防災区民組織の 育成・充実	補助	災害時において区民の自発 の核となる防災区民組織の					5災活動
福祉部	3								
	児童家庭 課	社会福祉協議会 への助成	補助	中央区社会福祉協議会が実 支援事業、在宅福祉サービ <u>事業費の一部を助成してい</u>	ス事	業及び障	害者就労	促進事業に	対して
	高齢者福 祉課	刀 设有 义 派 云	協働委託	在宅で高齢者を介護してい るため、介護者同士の交流 いる。	を社会	会福祉協	議会への	委託により	り行って
		2級ヘルパー養 成講習	協働委託	区内ヘルパーの数を増やす 2級ヘルパー講習を行ってる	5 。				
	高齢者介 護課	介護サービス事 業者の支援	実行委員 会・協議会	質の高い介護保険サービス ワークづくりや意識啓発な に、よりよいサービスの提 する。	どを	事業者が	主体的に	取り組むと	とも
		高齢者食事サー ビス	協働委託	栄養の補給、安否確認を行 自立支援を促進するため、 補給することが困難な70	社会社	冨祉協議	会に委託	し、食事・	栄養を
	福祉セン ター	中央区健康福祉まつり	共催 事業協力	地域で生活する障害者、高 人々が参加し、ふれあい、 を深める。区、社会福祉協 介、活動内容発表を行って らせ、保健衛生に関する知 を高めることを目的に、日 に関する相談などを行って	交議の議る。	か機会を 及びまめま ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	通じて、 ン保健 保健も 保健衛生	相互の理解 団体等の記 務を住民に 健康に対す 業務の紹介	翼と親睦 動の紹 □広く知 □る自覚

产	『課名	事業名	協働形態	事業概要
保健律		ナネコ	加加利力	1
PIN DAT IT	管理課	衛生思想普及活 動	補助	覚せい剤等の乱用を中央区内から追放、根絶することを目的とし、 中央区内にて春と秋に実施する「ダメ。ゼッタイ キャンペーン」 事業に対し補助している。
	1 1 1 1 1 1	公衆衛生事業	補助	区民の健康及び福祉の保持について、より一層の推進を図るため、 区内各医療関係団体の行う公衆衛生の普及向上を目的とした事業に 対し補助している。
		食品衛生	事業協力	区民の食生活の安全確保に寄与するため、食品衛生推進員を委嘱して、飲食店営業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動を支援している。
	生活衛生課	動物との共生推 進員連絡会の運 営	事業協力	人と動物との調和のとれた共生社会を推進するため、区民や関係団体等から幅広い参画を得て、動物との共生推進員を委嘱するとともに動物との共生推進員の連絡会を設置している。動物との共生推進員の連絡会活動を通じて、飼い主のいない猫対策、ペットの適正飼育等の普及・啓発や災害時の対策などの動物愛護対策を地域ぐるみで取り組んでいる。
		猫の去勢・不妊 手術費助成(飼い主のいない 猫)	事業協力	飼い主のいない猫の相談、認定、捕獲、餌やりや清掃など、飼い主 のいない猫について指導、助言と支援を行っている団体と協力して 取り組んでいる。
	ター	健康増進フェア	共催	健康でいきいき暮らせるまちを目指し、日本橋保健衛生協力会との 共催で講演会、医療相談等を行っている。
環境部	3			
	環境保全課	地域クリーン推 進実践団体助成	補助	地域美化活動を促進し、美しく清潔なまちの実現を図るために、地域でボランティア清掃活動を実施している団体に助成金を交付している。
		体験型環境学習 「子どもとため す環境まつり」	共催 補助	環境保全意識の普及啓発を図るため、環境保全団体との共催で、区立小学校を会場とし、地域団体、企業、個人、行政による学習ブースを設け、体験型の環境学習イベントを行っている。
	注 13 11 11	ごみ会議	共催	区民、事業者、区が協力して、ごみの発生抑制と減量・リサイクル を推進するため、講演会や意見交換を実施し、それぞれの役割に応 じた取り組みを一緒に考える「ごみ会議」を開催している。
	清掃リサ イクル課	エコまつり	事業協力 協働委託	環境団体、ボランティア、公営企業等の協力を得て開催し、3R (リデュース、リユース、リサイクル)を中心に環境問題全般についての普及啓発を図っている。なお「段ボールでサインボードづくり」コーナーをNPOと共同企画し運営を委託した。
	中央清掃 事務所	清掃施設見学会	補助	ごみの減量・リサイクルの推進を図ることを目的とし、清掃協力会 が実施している施設見学のバス借上費を補助している。
土木部				が実施している他政先子のバス旧工員を開切している。
		放置自転車整理 業務	協働委託	駅前放置自転車の整理業務(15駅)を区民で組織される中央区シルバー人材センターに対して委託している。
	管理課	地下駐輪場管理 <u>業務</u>	協働委託	地下駐輪場内の保安警備を区民で組織される中央区シルバー人材センターに対して委託している。 駐輪自転車の整理整頓を区民で組織される中央区シルバー人材セン
		駐輪場整理業務	協働委託	紅 日 日 日 日 日 日 日 日 日
都市整	備部			
	都市計画 課	「銀座ストリートガイ ド」銀座総合案 内所への助成	補助	銀座地域における交通環境の改善を図ることを目的として、身体障害者の方が利用しやすい駐車場や店舗の紹介を中心に交通案内を行うとともに、商業観光も含めた総合的な情報発信の場として、活動する事業団体に対して補助している。
	住宅課	分譲マンション の良好な維持管 理支援	事業協力	建物の健全な維持管理、良好な住環境の保持及び居住者の快適なマンション生活を実現するために、区内に所在する分譲マンション管理組合が自主的に集い、管理運営に係る知識や情報を交換しあう事業に対して区が支援している。
		共同住宅生活安 全(防犯)アド バイザー派遣	協働委託	安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯対策の助言・提案を 行うNPO団体の専門相談員を委託により派遣し居住者の不安を解消 し住環境の向上を図る。
	建築課	防災ボランティ アの育成支援	実行委員 会・協議会	建築関係団体などが構成員となって会を組織し、震災後の建物の危 険度を判定するボランティアの育成や実施体制の維持・確保を行っ ている。

部課名	事業名	協働形態	事業概要
教育委員会事務			
	校庭(遊び場) 開放	協働委託	小学校の校庭を児童及び幼児に安全な遊び場として開放するため、 各小学校PTAに委託し、指導員の配置等を行っている。
	こども110番	共催	各小学校のPTAが民家・店舗・事務所等に協力を依頼し、緊急時に こどもが避難できる場所として、こども110番を設置している。
学務課	安全パトロール	共催	児童・生徒の登下校時等の安全を確保するため、各小学校のPTAとの共催により、教育委員会で購入する「安全パトロール」のプレートをPTAの自転車に掲示し、パトロールを行っている。
	中央区学校保健 会への補助	補助	学校における保健衛生の研究並びに学校安全の普及充実を図り、学校教育の円滑な実施に寄与することを目的に、「学校保健会だより」発行や健康優良努力児童の審査、表彰の協力などの補助を行っている。
	家庭教育支援事業		家庭教育支援のために、行政関係者と家庭教育関係民間団体関係者 (PTA、青少年委員、児童委員等)による協議会を立ち上げ、文部 科学省事業を受託して、家庭教育学習会等の企画運営にあたってい る。
社会教育課	子どもの居場所 (プレディ)づ くりの推進	実行委員 会・協議会	子どもの健全育成を図るため、放課後や土曜日、長期休業日等に小学校の施設を活用した「居場所づくり」を推進している。実施にあたっては、職員のほか一般区民や地域の各団体の方々にサポーターとして協力を得ている。運営にあたっては、サポーターから選出された委員により構成される運営協議会で決定している。
	成人式	実行委員 会・協議会	新成人の代表を中心として構成する「中央区新成人のつどい実行委員会」が企画・運営を担い、同実行委員会と区と教育委員会の三者の共催により、「成人の日」に記念式典を開催し、新成人の門出を祝い励ます。
	スポーツ教室 区民体育大会	共催	体育協会加盟の各連盟・協会との共催により、区内在住・在勤者を対象に、体力の向上、健康の増進と併せて、スポーツ精神の涵養を図るため、スポーツ教室や区民体育大会を実施している。
社会体育 課	「区民スポーツ の日」	実行委員 会・協議会	体育協会代表、体育指導委員代表及び月島地域町会代表等で構成される「区民スポーツの日」実行委員会が、区民一人ひとりに、スポーツレクリエーション活動に対する参加意欲を促すため、体育の日にマラソン大会及びスポーツイベントを実施している。また、日常の活動成果の発表及び誰もが気軽に参加できる場を提供することにより区民相互のコミュニケーションを促し、併せて広く生涯スポーツを根付かせている。

^{※ 「}補助」については、団体の単なる運営費補助を除きます。

パブリックコメントに対する意見募集結果の概要

本指針の策定にあたっては、幅広い区民の皆さんからの意見を反映したものとするため、 地域との協働指針策定委員会から提出された「中間報告書」をもとに、意見募集を行いました。お寄せいただいた4件のご意見及び本区の考えは、以下のとおりです。

意見募集期間 : 平成 18(2006)年2月17日(金)~平成18(2006)年3月8日(水)

意見提出方法 : 郵送、ファクス、電子メール

ご意見の概要	本区の考え
ご意見の概要 本文中に「協働の形態」がありますが、形態はここに示しているものだけですか。これ以外のものは、協働とはいえないのですか。	ここでご紹介した「協働の形態」は、本指針をより多くの皆さまにご理解いただくため、そのイメージをわかりやすく表現する目的で、主な一例として取り上げています。今後、より具体的な区の取組を示す協働推進マニュアルを整備する中で、より多くの「協働の形態」を示していくこととします。また、協働は今後多種多様に発展していくものと思われますので、協働の形態」も必要に実践を積み重ねる中で、「協働の形態」も必要に
中央区の特徴の一つには、企業が高度に集積していることにある。企業との協働を推進していくためには、企業が参画しやすい仕組み(市民活動等への寄付に対する税制面の緩和)や地域が企業を評価する仕組み(企業の地域貢献度情報の発信)を盛り込んではどうか。	応じて見直していきます。 今後、協働を推進するためのさまざまな施策を 展開する中で、ご意見も踏まえ、情報提供のあ り方や財政基盤の確立に向けた支援策について 検討していきます。
協働を進めていくためには、それらに関わる 主体間の信頼関係を築いていくことが重要 です。そのため、協働のプロセスにおいてそ れぞれの主体間同士がそれぞれの主体を評 価する仕組みを取り入れるべきと考えます。	協働プロセスの中で、目標設定の達成度や満足度、協働相手の特性の発揮度など、「協働事業の評価」を行うこととしています。今後、本指針を踏まえ、協働推進マニュアルを整備する中で、客観的かつ厳格な評価手法を確立していきます。
「地域との協働指針」を作成した後、協働を 進めるために、具体的にどのような取組を行 うのですか。	区が全庁をあげて協働の推進していくための関係を推進していくための関係を推進しているである「職員の意識を発」や「ないの情感」など、「協働の情感」など、「ないのでは、社会では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない

地域との協働指針

刊行物登録番号 17-099

平成 18(2006) 年 3 月

編集·発行 中央区区民部地域振興課

東京都中央区築地一丁目1番1号

電話 03(3546)5336 (直通)